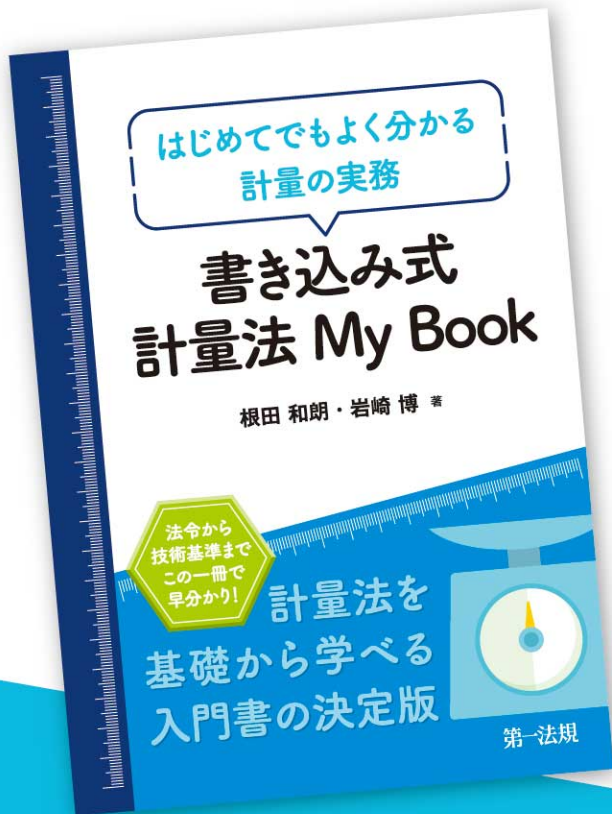


計量部門

ご担当者様必見!!

はじめてでもよく分かる計量の実務

書き込み式 計量法 My Book



法令から技術基準まで
この一冊で早分かり!

計量実務に携わる初心者が
難解な計量法を
基礎から学べる
入門書の決定版!

根田 和朗・岩崎 博 著

B5判・256頁
定価 本体2,400円+税

本書の特長

- ▶ 計量法をベースに、実務において必要となる法令と技術基準に関する知識を一体的に解説する、初心者向けの解説書。
- ▶ ページ中の「メモ欄」を活用することにより、学習内容や実務上の留意点を書き込み、使い方に応じてカスタマイズすることが可能。
- ▶ 研修や引継ぎ、新人教育、計量器の検定・検査等、計量実務のさまざまな場面で活用できる一冊。
- ▶ 付録として非自動はかりの使用・検査の検査方法や、過去の計量士国家試験問題も掲載。実務の参考となる資料を豊富に掲載。
- ▶ 解説中の法令条文がすぐに閲覧できる「ダウンロードサイト」付き。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

1 計量法を学習する前に知っておきたい知識

- 1.1 計量法はなぜ必要か
- 1.2 計量法の歴史
- 1.3 日本の法体系における計量法の位置付け

2 計量法条文の解説

第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 計量単位 (第3条～9条)

第3章 適正な計量の実施

第1節 正確な計量 (第10条)

第2節 商品の販売に係る計量 (第11条～第15条)

第3節 計量器等の使用 (第16条～第18条)

第4節 定期検査 (第19条～第25条)

第5節 指定定期検査機関 (第26条～第39条)

第4章 正確な特定計量器等の供給

第1節 製造 (第40条～第45条)

第2節 修理 (第46条～第50条)

第3節 販売 (第51条・第52条)

第4節 特別な計量器 (第53条～第57条)

第5節 特殊容器製造事業 (第58条～第69条)

第5章 検定等

第1節 検定、変成器付電気計器検査及び装置検査 (第70条～第75条)

第2節 型式の承認 (第76条～第89条)

第3節 指定製造事業者 (第90条～第101条)

第4節 基準器検査 (第102条～第105条)

第5節 指定検定機関 (第106条)

第6章 計量証明の事業

第1節 計量証明の事業 (第107条～第115条)

第2節 計量証明検査 (第116条～第121条)

第3節 特定計量証明事業 (第121条の2～第121条の6)

第4節 特定計量証明認定機関 (第121条の7～第121条の10)

第7章 適正な計量管理

第1節 計量士 (第122条～第126条)

第2節 適正計量管理事業所 (第127条～第133条)

第8章 計量器の校正等

第1節 特定標準器による校正等 (第134条～第142条)

第2節 特定標準器以外の計量器による校正等 (第143条～第146条)

第9章 雑則 (第147条～第169条の2)

第10章 罰則 (第170条～第180条)

- <付録> 付録1 計量法の歴史
 付録2 計量法を学習するうえで必要な法令用語
 付録3 定期検査の方法
 付録4 計量法で引用される日本産業規格 (JIS) 一覧
 付録5 計量士国家試験問題 (過去問) にチャレンジしてみよう

- 索引 ● おわりに ● 著者紹介

1.1 計量法はなぜ必要か

おそらくご家庭にも体重計、体温計や血圧計があるのではないのでしょうか。私たちが機会かつ健康で特設の不快感を持たずに日常生活を送ることができるのは、正確な計量器と深く関わっており、その存在のおかげであると言っても過言ではありません。

たとえば、人、モノの移動、商品・製品の運搬等には、それぞれの目的に応じた自動車が必要がありますが、ガソリン、軽油等の燃料油を正確に計量することのできる計量器の供給が不可欠です。また、電気、ガス又は水道の使用量の計量、アパート・スーパーマーケット等におけるお肉や野菜等をパック詰めた商品、さらに冷凍食品の計量等にも正確な計量は不可欠です。このように私たちが計量された結果が優わしいと感じても、計量された結果や商品に表示されている数値 (たとえば、100グラム) を正確に確認する道具や正しい計量する方法を知りません。

さらに、全世界的に環境汚染や自然破壊がクローズアップされており、これらに対処するため、わが国では環境基本法を頂点として水質汚濁防止法、大気汚染防止法等のさまざまな法律が定められています。

たとえば、ダイオキシン類の濃度の計量には、ppt (パー・パー・トリオン：質量一兆分) という計量単位が用いられます。詳しくは、第6章の計量証明事業者制度で解説しますが、およそ東京ドームを水で満たして1個の角砂糖 (約4グラム) を溶かした程度の濃度レベルです。このように肉眼では検知できないような微量量の計量には高度な技術が必要となりますが、私たちに確認する知識、技術がありません。計量法では、生活環境の安全・安心を確保するための公定計量用の濃度計や放射線計を法制定の対象としております。

すなわち、計量法は、計量の基準 (法定計量単位) を定め、適正な計量の実施に必要な制度を整備し、公正・公平な取引及び安全・安心を確保するために必要不可欠な存在になっているのです。

1.2 計量法の歴史

「計量」とは、何か、計量の概念は、何か定まった基準の量を単位として知りたい量がその何倍あるかを求めることです。その起源は、紀元前4000年頃といわれており、何らかの手法で現在の計量の基礎となる行為 (測定) がされていたものと推測されます。わが国の計量に関する制度は、文武天皇時代、大化元年 (701年) の大宝律令に始まったとされています。

現在の計量法は、国際基準との整合、市場ニーズに伴う法規制の対象計量器の追加または削除、計量器の製造能力の向上に対応する新しい制度の導入等の、国内外の社会経済の状況変化に応じて大きな改変をしながら現在に至っております。

現在の計量法を理解する上で過去の計量法の歴史の成り立ちを知ることも重要です。

本節では、わが国の計量法の原点である大宝律令から現行計量法に至るまでの歴史を簡単に紹介します。

計量法の前身は度量衡法です。明治8年 (1875年) に度量衡取締条例の公布、日本のメートル条約^{※1}への加盟に伴って、明治24年 (1891年) に度量衡法が公布され、尺貫法とメートル法の2単位系が採用されました。

第2次世界大戦後、昭和26年 (1951年) には計量法が公布され、昭和34年 (1959年) には、尺貫法が廃止されメートル法に統一されました。さらに、平成4年 (1992年) に計量法が全面的に改正されました。

平成4年の改正では、世界共通の国際単位系 (SI) の全面的な採用、標準供給制度 (計量トレーサビリティ制度ともいわれます) の創設及び指定製造事業者制度の導入が大きな柱となりました。

指定製造事業者制度には、計量器について、従来、型式承認とともに都道府県知事が個々の計量器の検定を行っていました

※1 計量法では、法第2条で定義されている「計量単位」(IS 2 8303) では、「公的に取り扱われる標準を基礎とする測定」と定義されている。
 ※2 メートル条約：メートル法制定に関する詳細は、付録5で解説しておりますのでご覧ください。

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書 (第一法規刊)

はじめてでもよく分かる計量の実務 書き込み式 計量法 My Book

●定価2,640円 (本体2,400円) [コード072595]

申込部数 部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円 (税込) 以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円 (税込) 未満のご注文については、国内配送料550円 (税込) にてお届けいたします。
 *消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

- *現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。(いづれかを✓で選択ください。)
- 代金引換により支払います。
- 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
 一回あたりのご購入金額
 (商品の税込価格+送料) の合計が

1万円以下の場合、300円+税
 3万円以下の場合、400円+税
 10万円以下の場合、600円+税

*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者
 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い
 ただけません。

年 月 日

〒 丁目 番 号 郵便番号

ご住所

機関名 部署名 公用 私用

フリガナ TEL

ご氏名 様 ④ E-mail ④

お客様より預かりたい個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム (https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php) からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
 〒107-8560
 東京都港区南青山2-11-17
 第一法規株式会社
 ☎ FAX.0120-302-640

書店印